

2024年10月1日

吸収分割に係る事後開示書面
(会社法第791条第1項第1号、会社法第801条第3項第2号及び
会社法施行規則第189条に基づく開示書面)

東京都港区芝浦一丁目1番1号
株式会社フレクト
代表取締役 CEO 黒川 幸治

東京都港区新橋五丁目13番4号 YMG 新橋ビル
株式会社キャリオット
代表取締役社長 齋藤 洋徳

株式会社フレクト（以下「分割会社」といいます。）及び株式会社キャリオット（以下「承継会社」といいます。）は、2024年7月26日付けで分割会社と承継会社との間で締結した吸収分割契約（以下「本分割契約」といいます。）に基づき、2024年10月1日を効力発生日として、分割会社のCariot事業（以下「本事業」といいます。）に関して有する権利義務を、承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。よって、以下のとおり本吸収分割に係る事後開示をいたします。

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

本吸収分割の効力発生日は、2024年10月1日です。

2. 吸収分割会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

本吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第784条の2但書の規定により、該当事項はありません。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過

本吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第785条第1項第2号及び同条第3項但書の規定により、該当事項はありません。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(4) 会社法789条の規定による手続の経過

分割会社は、会社法第789条第2項及び第3項並びに定款第5条の規定に基づき、

2024年8月5日付けで官報及び電子公告による公告を行いました。所定の期間内に債権者からの異議の申し出はありませんでした。

3. 吸収分割承継会社における会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第797条及び第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第3号）

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過

承継会社において、会社法第796条の2の規定に基づき本吸収分割を止めることを請求した株主はありませんでした。

(2) 会社法第797条の規定による手続の経過

承継会社においては、分割会社が会社法第796条第1項本文に規定する場合における特別支配会社に該当するため、会社法第797条第3項の規定により、該当事項はありません。

(3) 会社法第799条の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第799条第2項の規定に基づき、2024年8月5日付けの官報において、債権者に対して本吸収分割について異議申述の公告を行いました。所定の期間内に債権者からの異議の申し出はありませんでした。

なお、知っている債権者は存在しないため、個別の催告はいたしませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第189条第4号）

承継会社は、本吸収分割の効力発生日である2024年10月1日をもって、分割会社から、本分割契約の定めに従い、分割会社が本事業に関して有する権利義務の一部を承継いたしました。

5. 会社法第923条の変更の登記をした日（会社法施行規則第189条第5号）

本吸収分割に係る分割会社及び承継会社の変更登記は、いずれも2024年10月1日以降速やかに申請する予定です。

6. 上記のほか、吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第189条第6号）

(1) 承継会社は、会社法第796条第1項本文の規定により、本分割契約について株主総会の承認を受けずに本吸収分割を行いました。

(2) 分割会社は、会社法第784条第2項の規定により、本分割契約について株主総会の承認を受けずに本吸収分割を行いました。

(3) 承継会社は、本吸収分割に際して、分割会社に対して、承継する事業に関する権利義務の全部又は一部に代わる金銭等の交付は行っておらず、また、本吸収分割の結果、承継会社の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は増加しません。

以上